災害時の避難所などを確認しましょう

町は、地震や火災、洪水などの災害が発生した場合に備え、対象地域ごとに避難所などを指定しています。

万が一の場合に落ち着いて行動できるよう、自宅や職場などからの避難所や避難経路などをあらかじめ確認しておきましょう。また、「自らの命は自ら守る」意識を持ち、指定避難所および指定緊急避難場所以外にも緊急時に身を寄せることができる安全な親戚や知人宅、ホテルや旅館などへの避難も考えて、災害が発生する恐れのあるときには、いち早く危険な場所から立ち退き避難してください。また、６月に全世帯に配布した「洪水ハザードマップ」と「防災ガイドブック」を有効に活用してください。

問合先　役場危機対策課危機対策係（内線246）

【洪水時の指定避難所】

No.	施設名	住　所	電話番号	避難対象町内会名（区域）
1	教育支援センター	字東音更西２線25	43−2313	武儀、南武儀
2	共和地域会館	字東和西２線54	42−5288	福平、共和、音幌
3	駒場中学校	駒場南１	44−2014	駒場
4	下士幌小学校	字下士幌北２線東51	31−2020	相生
5	十勝川温泉湯の里会館	十勝川温泉北14丁目２	46−2080	東旭、旭、温泉
6	緑南中学校	字下士幌北２線東25	31−3791	宝来第１、宝来第２、宝来第３、宝来第４、宝来第５、北宝来１、北宝来２、北宝来３、ひびき野西町第１、ひびき野西町第２、ひびき野仲町１丁目、ひびき野仲町２丁目、ひびき野東町１丁目、ひびき野東町２丁目、富丘
7	木野コミセン	木野西通８丁目２	30−8610	木野６、木野７、木野８
8	下音更小学校	木野西通12丁目８	31−0540	木野西10、木野西11、緑街、むつみ、共栄南
9	下音更中学校	中鈴蘭南１丁目４	31−3324	木野２、木野３、木野４、木野５、木野９、木野西９、大橋、千隆
10	鈴蘭小学校	すずらん台北町２丁目１	31−7255	然別
11	共栄中学校	木野西通16丁目２	31−0334	開進、北開進、楓、九線大和、柳町北
12	文化センター・図書館	木野西通15丁目８・７	31−5215 32−2424	あやめ、柳町仲、柳町南区東、柳町南区西、共栄
13	音更中学校	雄飛が丘１	42−2646	北明、新生、双葉、三交、親和、にこにこ、六新、七福、新緑、東新緑、東栄北、東栄南、泉、東泉
14	総合体育館・武道館	雄飛が丘３	42−5577	新泉、若葉、弥生、梢、花園、南花園、北花園、東住吉、更葉園
15	緑陽台小学校	字下音更北７線西７	31−7171	なし（災害の状況に応じて開設します）
16	道の駅おとふけ	なつぞら２	65−0822	なし（災害の状況に応じて開設します）

※然別川流域の皆さんは、３駒場中学校に避難してください。

※士幌川流域の皆さんは、１教育支援センター、２共和地域会館、４下士幌小学校に避難してください。

【指定緊急避難場所】※ 🏠 は、車中避難所としても利用できます。

No.	施設・場所名	住　所	車中避難可能台数
1	家畜集出荷センター（構内）	希望が丘１	−
2	鈴蘭公園（広場）	鈴蘭公園２	−
3	道の駅おとふけ（駐車場） 🏠	なつぞら２	普通車600台、大型車20台
4	アグリナちゃっぽ（駐車場） 🏠	希望が丘２	普通車270台、大型車８台
5	生涯学習センター（駐車場） 🏠	希望が丘１	普通車640台
6	文化センター（駐車場） 🏠	木野西通15丁目８	普通車160台
7	ひばりが丘緑地パークゴルフ場（駐車場） 🏠	宝来南１条７丁目２	普通車70台
8	キックロスおとふけ（駐車場） 🏠	宝来南１条８丁目２	普通車150台
9	道の駅ガーデンスパ十勝川温泉（駐車場） 🏠	十勝川温泉北14丁目１	普通車80台、大型車10台

※上記のほか、洪水や地震・火災などの指定避難所、グ マークの付いた学校のグラウンドも指定緊急避難場所となります。

【地震・火災などの指定避難所】※☎42－2111は役場につながります。

No.	施設名	住　所	電話番号	避難対象町内会名（区域）
1	豊田公民館	字豊田東４線27	42－2111	豊秋、柏葉、東豊田、光、東平和
2	教育支援センター	字東音更西２線25	43－2313	元林、北林、南中新政、富士、忍、武儀、南武儀
3	東士幌小学校	字東音更東４線15	43－2311	勲、稲穂、瑞穂、八千代、報徳、錦、稔
4	昭和公民館 (旧昭和小学校)	字東和東１線19	42－2111	北昭和、西昭和、東昭和、中昭和、元昭和、昭和、福平、共和、音幌
5	東士狩小学校	字東士狩西７線52	42－4704	東士狩、矢部、鎮錬、万年、高倉、朝日、晩成園（東士狩）
6	集団研修施設	字上然別西４線98	42－2111	上然別、北上、誉、北栄
7	駒場中学校	駒場南１	44－2014	門前、駒場、牧場、高校
8	駒場小学校	駒場北町２	44－2311	中駒場、北駒場、西駒場
9	中音更会館	字中音更西３線６	44－2862	東中音更、共進、大牧、光和
10	西中音更小学校	字西中音更北15線７	45－2145	西大牧、更生、共力、友進、西中、上牧、牧
11	南中音更公民館 (旧南中音更小学校)	字南中音更北４線８	42－2111	北柏、南柏、大盛、下牧
12	長流枝寿の家	字長流枝幹線70	46－2724	長流枝
13	下士幌小学校	字下士幌北２線東51	31－2020	栄進、栄進南、栄、北進、相生、旭
14	十勝川温泉湯の里会館	十勝川温泉北14丁目２	46－2080	東旭、温泉
15	然別公民館	字然別北８線西45	42－2111	大和、然別、南大和
16	緑南中学校　グ	字下士幌北２線東25	31－3791	桜田、春日、富丘、藤ヶ丘、北藤ヶ丘、宝来第１、宝来第２、宝来第３、宝来第４、宝来第５、北宝来１、北宝来２、北宝来３、ひびき野西町第１、ひびき野西町第２、ひびき野仲町１丁目、ひびき野仲町２丁目、ひびき野東町１丁目、ひびき野東町２丁目
17	木野東小学校　グ	木野東通５丁目６	31－1628	大橋、千隆、木野２、木野３、木野４、木野５、木野６、木野７
18	木野コミセン	木野西通８丁目２	30－8610	木野８、木野９、木野西９、神田
19	下音更小学校　グ	木野西通12丁目８	31－0540	木野西10、木野西11、共栄南、共栄高台、共栄台北、共栄台南、共栄台東、共栄台中央
20	下音更中学校　グ	中鈴蘭南１丁目４	31－3324	木野新町、中鈴蘭、清和、南鈴蘭、鈴蘭公園通
21	鈴蘭小学校　グ	すずらん台北町２丁目１	31－7255	すずらんの丘、すずらん台、鈴蘭、青葉、北蘭西、北蘭東、北蘭北、北蘭新町
22	共栄中学校　グ	木野西通16丁目２	31－0334	共栄、緑陽台仲区東、緑陽
23	文化センター・図書館	木野西通15丁目８・７	31－5215 32－2424	むつみ、緑街、共栄団地
24	緑陽台小学校　グ	字下音更北７線西７	31－7171	緑陽台北区第１、緑陽台仲区西、緑陽台北区第２、緑陽台南、晩成園（緑陽台）
25	開進生活館	新通20丁目１	42－4071	九線大和
26	柳町小学校　グ	柳町南区14	31－5275	あやめ、柳町北、柳町仲、柳町南区東、柳町南区西
27	共栄コミセン	木野西通17丁目１	30－4733	開進、北開進、楓
28	音更中学校　グ	雄飛が丘１	42－2646	東昭栄、昭栄、北陽台、柏寿台、桜が丘、雄飛が丘北、緑が丘、桜が丘西、雄飛が丘南区第１、雄飛が丘南区第２、雄飛が丘南区第２東、雄飛が丘仲区第１、雄飛が丘仲区第２、桜が丘団地、雄飛が丘中央団地、老人ホーム、更葉園
29	音更小学校　グ	元町１	42－2538	北明、新生、双葉、三交、親和、にこにこ、六新、七福、新緑、東新緑、東栄北、東栄南、東泉、泉
30	総合体育館・武道館	雄飛が丘３	42－5577	雄飛が丘南区第３、新泉、若葉、弥生、梢、花園、南花園、北花園、住吉、東住吉
31	道の駅おとふけ	なつぞら２	65－0822	なし　(災害の状況に応じて開設します)

※洪水や地震・火災などの指定避難所、グ マークの付いた学校のグラウンドも指定緊急避難場所を兼ねています。

指定避難所と指定緊急避難場所の違い

- **指定避難所**…災害の危険に伴い、避難してきた人たちが避難生活を送る施設
- **指定緊急避難場所**…災害の危険から一時的に避難する場所

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の新規感染者数は、緩やかな減少傾向が続いていたものの、再び増加傾向にあり、感染の再拡大が懸念されています。また、この夏は、さまざまなイベントの再開が予定されており、油断ができない状況となっています。

今月号では、感染症の再拡大を防ぐためのポイントや７月14日時点のワクチンの最新情報をお知らせします。町民の皆さんには、引き続き感染防止行動の徹底と、場面に応じたマスクの着用をお願いします。感染しているか不安な場合は、ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受けましょう。

問合先　保健センター内健康推進課（音更町コロナ専用ダイヤル）☎0570−080−396

◆感染拡大防止に向けた皆さんへのお願い～３つの行動～

【普段から】
三密回避（密集･密接･密閉）、人との距離確保、場面に応じたマスク着用、手指消毒、換気を徹底しましょう。

【飲食時には】
短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話のときはマスクを着用しましょう。

【感染しているか不安な場合は】
ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受けましょう（無症状の人に限ります）。

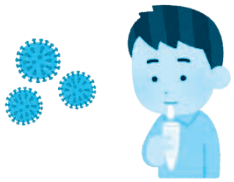

町のYouTubeチャンネル「音更町コロナ対策インフォメーション」では、感染症対策のポイントを動画で分かりやすく解説しています。下記二次元バーコードからご覧ください。

◆「熱中症予防」と「新しい生活様式」を両立させましょう

マスクを着けると皮膚からの熱が逃げにくくなったり、気付かないうちに脱水状態になるなど、体温調整がしづらくなってしまいます。特に屋外では、マスク着用により熱中症のリスクが高まります。

屋外で人と十分な距離（少なくとも２メートル以上）が確保できる場合にはマスクを外したり、マスクを着用する場合には、のどが渇いていなくてもこまめに水分補給をしましょう。

感染の心配がある人の相談先や情報サイトはこちら

◦北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター　☎0120−501−507
※24時間対応、相談料は無料。

新型コロナウイルス感染症に関する情報サイト

▲発熱者診療・検査医療機関について（北海道）

▲PCR等無料検査事業所一覧（十勝管内）

【音更町コロナ対策インフォメーション】
町の感染症アドバイザーである石角鈴華さんが、感染対策のポイントを動画で分かりやすく紹介してくれています。健康推進課のYouTube（右記二次元バーコード）から見ることができます。

◆４回目接種について

町では、国の方針に基づき、新型コロナワクチン３回目接種完了後から５カ月以上経過した60歳以上の人もしくは基礎疾患を有する18歳から59歳までの人に４回目接種を実施しています。対象者には、３回目接種完了時期に基づいて、接種券一体型予診票を順次発送しています。接種を希望する人はお手元に接種券一体型予診票が届き次第、同封の案内に従って４回目接種の予約をしてください。

【接種券発送スケジュール目安】

３回目の接種完了時期	接種券発送時期
２月18日以前	６月下旬までに発送
２月19日～３月６日	７月中旬までに発送
３月７日～19日	７月下旬までに発送
３月20日～４月30日	８月中に発送

※接種券の発送スケジュールは、今後変更になる場合があります。
※４回目追加接種では、接種券一体型予診票を薄ピンク色の封筒で発送します。
※初回接種（１・２回目）および３回目接種も引き続き行っています。

◆７月現在の４回目接種実施状況

【町のワクチン接種率】

年齢	ファイザー社製	武田 / モデルナ社製	合計
60歳以上	5.3%	4.8%	10.1%
59歳～18歳の基礎疾患を有する人	1.8%	1.2%	3.0%
全体（対象者）	5.0%	4.5%	9.5%

※新型コロナワクチンの接種は強制ではなく、接種を受ける人の同意がある場合に限ります。接種を受けるか迷っている人は、ワクチン接種について正しい情報を知った上で判断をお願いします。

新型コロナワクチンについての問い合わせや情報はこちら

◦**音更町コロナ専用ダイヤル　☎0570－080－396**
※平日の午前８時45分～午後５時30分。ナビダイヤルで通常の通話料金が発生します。
◦**北海道新型コロナワクチン接種相談センター　☎0120－306－154**
※午前９時～午後５時30分。土・日曜日、祝日も受け付け可能です。
◦**厚生労働省コロナワクチンコールセンター　☎0120－761－770**
※午前９時～午後９時。土・日曜日、祝日も受け付け可能です。フリーダイヤルで、通話料金は発生しません。

ワクチンに関する情報サイト

▲首相官邸　▲厚生労働省　▲北海道　▲音更町　▲武田 / モデルナ社　▲ファイザー社

ワクチン接種の当日キャンセルについて

当日の体調不良などによるキャンセルは音更町コロナ専用ダイヤル（☎0570－080－396）で受け付けます。
※午前８時45分～午後５時30分。土曜日も受け付け可能です。

９月５日㈪から音更町合同納骨塚の申し込み受け付けを開始します

合同納骨塚イメージ図

町は、町民の皆さんから長年、多くのご要望が寄せられていた合同納骨塚について、今年10月からの供用開始を予定しています。

今年度の申し込み受け付けは９月５日㈪から開始することから、皆さんに合同納骨塚の概要や申し込みの方法などについてご紹介します。

合同納骨塚とは

合同納骨塚とは、一つのお墓に複数のお骨を一緒に納める合葬式のお墓です。

お墓がない人、お墓があっても引き継ぐ人がいないなど、音更町にゆかりのある人が利用することができる合同のお墓です。

骨箱や骨壺から遺骨のみを取り出して埋蔵しますので、納骨すると二度と取り出すことができなくなります。

ご利用に当たっては、合同納骨塚は十分な収容数がありますので、親族の皆さんと十分に相談してから申し込んでください。

申し込み受け付け

▽**受付期間**　９月５日㈪～11月18日㈮

▽**受付場所**　役場環境生活課

▽**供用開始**　10月（予定）

施設概要

▷**所在地**　字東和西３線（音更霊園内）

▷**埋蔵予定数**　3,000体

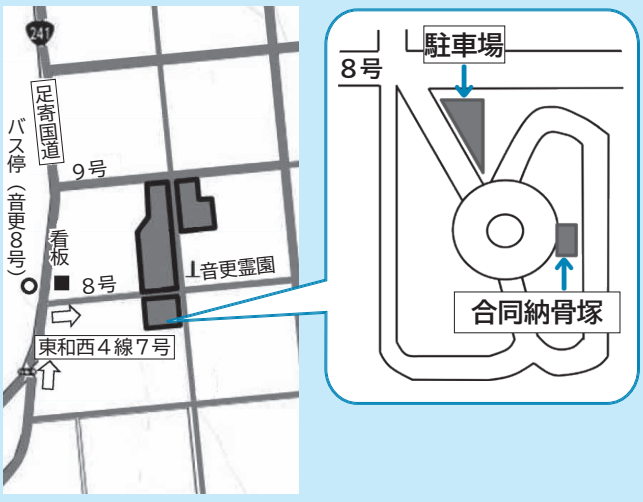

使用要件

次のいずれかに該当する人

◦音更町に住所を有し、親族の遺骨を埋蔵しようとする人

◦死亡時に音更町に住所があった親族の遺骨を埋蔵しようとする人

◦音更町に住所を有していたことがある親族の遺骨を埋蔵しようとする人

◦音更霊園内の墓所に埋蔵されている遺骨を合同納骨塚に改葬しようとする人

※合同納骨塚の利用を申請できるのは原則として親族のみです。生前予約はできません。

申請に必要な書類

- 合同納骨塚使用許可申請書
- 申請者の住民票（音更町民の場合は不要）
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 遺骨の確認書類（火葬許可証、改葬許可証など）
- 申請者と故人の関係が確認できる書類（戸籍謄本、除籍謄本など）
- 申請者が町外にお住まいの場合は、故人が音更町に住所を有していたことを確認できる書類

※使用要件ごとに必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。

使用料

遺骨1体につき、1万円。

※永代使用料のため、以降管理費などの料金はかかりません。

申請から納骨までの流れ

申　請	◦必要書類を添えて役場環境生活課で申請してください。 ◦納骨日時について相談します。 ◦使用料を納付していただきます。
↓	
許可証の交付	◦申請書受け付け後、数日以内に使用許可証を交付します。 ◦使用許可証は納骨時に必要です。 ◦紛失すると納骨できませんのでご注意ください。
↓	
納骨日当日	◦納骨日時に、埋蔵する遺骨と使用許可証をご持参の上、現地にお越しください。 ◦納骨は、係員が立ち会いのもと、親族で行っていただきます。

納骨について

- 納骨日時は、申請時に相談して決定します。申請から納骨までの流れについては上記の図をご覧ください。
- 納骨できる期間は毎年4月～11月です（役場閉庁日を除く）。

※今年度は10月および11月

- 納骨時は必ず使用許可証を持参してください。
- 納骨は、係員が立ち会いのもと、墓石の後ろにある納骨口から、遺骨のみを自ら埋蔵していただきます。
- 骨箱や骨壷、その他副葬品はお持ち帰りいただきます。

留意事項

- 納骨した遺骨は、返還できません。親族などと十分相談した上で申請してください。
- 参拝は自由にできますが、供物・供花などはお持ち帰りください。
- 参拝をするときは他の人の参拝を妨げないようにしてください。
- 墓誌を設置していないため、名前を刻むことはできません。
- 町では宗教的な儀式・供養および冬期間の除雪は行いません。

霊園使用料について

合同納骨塚運用開始に伴い、音更霊園使用料も改定されます。

これまで、新規墓所および返還された墓所（以前使用されていた墓所）の使用料は一律5万円（永代使用料）でしたが、10月1日からは、返還された墓所の使用料が1万円（永代使用料）に改定されます。

問合先　役場環境生活課環境生活係（内線564）

合同納骨塚Q&A

Q1　合同納骨塚はどのようなお墓ですか？
A1　1つのお墓に複数のお骨を一緒に納める合葬式のお墓です。

Q2　お骨はどのように納められるのですか？
A2　骨箱から出したお骨を投入口から地下にある合葬室に入れ、他のお骨と一緒に納めます。

Q3　一度納めたお骨は取り出せますか？
A3　納骨後は二度と取り出すことはできません。

Q4　合同納骨塚に、分骨したお骨を納めることはできますか？
A4　できません。納めることができるのは全骨のみです。

Q5　町では宗教的な行事や供養などを行ってくれますか？
A5　行いません。

Q6　毎年お金がかかりますか？
A6　申請時の使用料のみです。他の費用負担はありません。

Q7　生前予約はできますか？
A7　できません。

＼ふるさと再発見／

音更町郷土資料室に行ってみよう！

教育委員会は、郷土の歴史や文化の学びの充実を図るため、郷土資料室のリニューアル作業を進めています。今回の第１期リニューアルでは、「自然史」「郷土史絵本」の展示エリアを新設しました。また、「考古資料」「アイヌ文化」の展示エリアは、展示の仕方や解説パネルを工夫するなどして、見やすく、分かりやすく、お伝えできるよう改装しました。現在は、第２期として「農業・農機具」「開拓史・生活道具」展示エリアのリニューアルを進めています。どうぞ気軽に、ぶらりとお立ち寄りください。学芸員が皆さんのお越しをお待ちしています。

【自然史】
大地からのメッセージ

音更高校美術部協力の絵画

【考古資料】
遺跡からのメッセージ

小学生が仕上げた左官壁

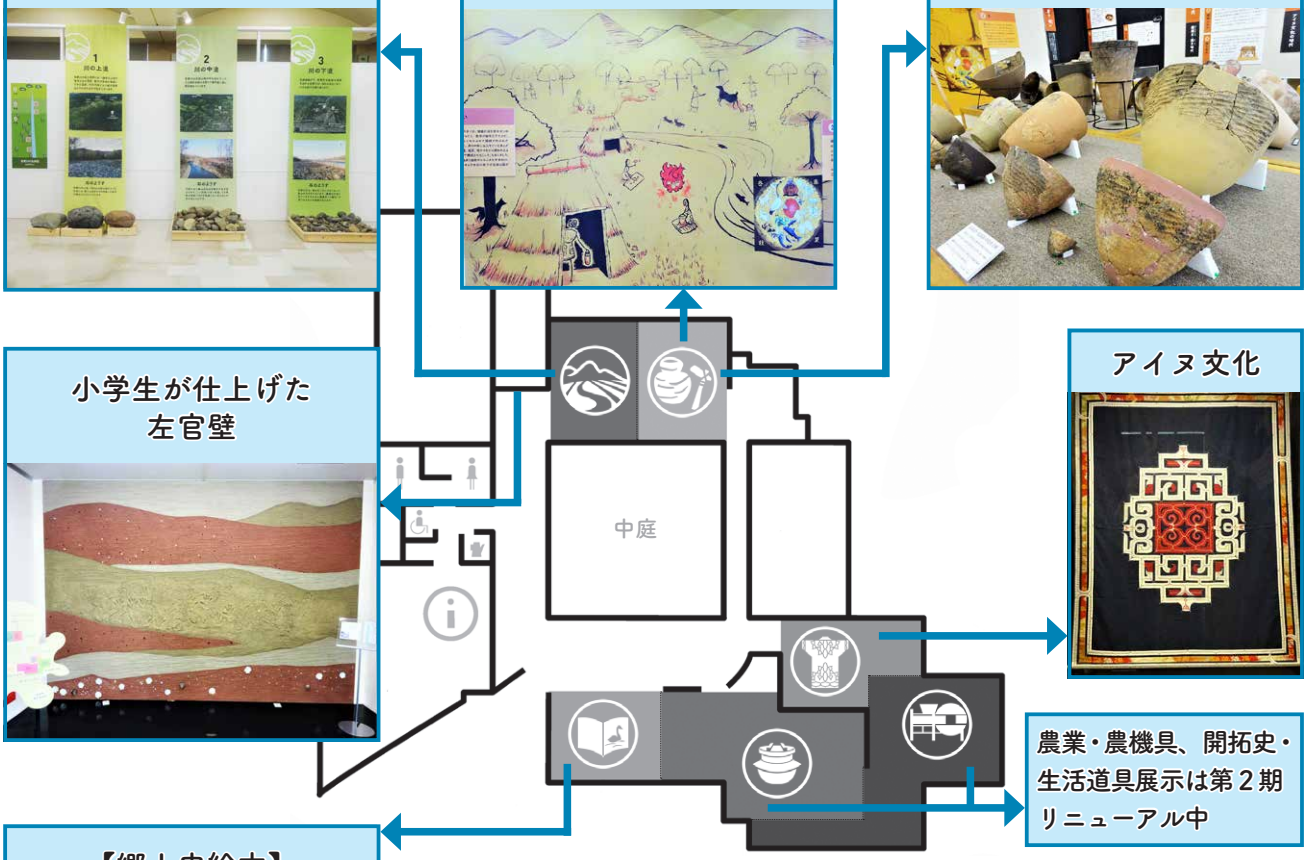

アイヌ文化

農業・農機具、開拓史・生活道具展示は第２期リニューアル中

【郷土史絵本】
音更を伝える絵本

音更町郷土資料室

希望が丘１番地（生涯学習センター内）、☎42－4099
▷**入館料**　無料
▷**休館日**　水曜日（祝日の場合は翌平日）、年末年始
▷**開館時間**　午前９時～午後５時30分
※入館は午後５時まで

展示エリア紹介（第１期リニューアル）

【自然史】
大地からのメッセージ

およそ4000万年前、音更の位置は海の中にありました。土地の隆起や火山噴火、川の流れにより、次第に姿を変えてきました。長い年月をかけて大地が刻んだ歴史を紹介しています。

【考古資料】
遺跡からのメッセージ

町では、100カ所を超える遺跡が見つかっています。十勝では３万年前にヒトの暮らしが始まりました。町内で見つかった土器や石器などから分かった大昔の人々の暮らしを紹介しています。

アイヌ文化

アイヌ文化は、アイヌ語や文様、信仰など独自で多様に発展した文化です。ここでは、動物との関わりやさまざまな儀礼の道具と伝統工芸品、音更で文化の伝承に尽力された人などを紹介しています。

【郷土史絵本】
音更を伝える絵本

蒼い風の会が制作する絵本は音更の歴史や自然、人物について丁寧な取材に基づいて作られ、歴史を伝える貴重な資料です。世界にひとつの原画と歴史の物語を紹介しています。

トラクター探しています

郷土資料室では、第２期リニューアルに合わせ、農業の歩みが分かる展示にするため、昭和39年ごろに発売され、十勝の農業を支えたトラクター「マッセイファーガソンMF135」と同時期に作られ、ライバル的な存在である「Ford3000」を探しています。

展示資料として活用しますので、ぜひご寄附をお願いします。

※製造年代や状態によっては、やむなくお断りする場合があります。

茶話会

毎月第１金曜日、午後１時30分から郷土資料室で、学芸員を交えて茶話会を開いています。テーマに沿って参加者同士が自由におしゃべりして楽しんでいます。申し込みは不要です。お気軽にご参加ください。

カムカム写真展

音更の昔の町並みが記録された写真を地域ごとに展示しています。

８月からは「駒場」「万年」などを特集しますので、当時の思い出や記憶に残る出来事など備え付けのノートにお寄せください。

郷土資料室講座

生涯学習課では、郷土資料室に展示している資料などをテーマにおおむね２カ月に１回「郷土資料室講座」を開催しています。

５月21日には、「考古資料」をテーマに講師に帯広百年記念館前館長の北沢実さんを招き、12人の参加を得て開催しました。

スライドによる説明のほか、展示されている土器や石器などの実物を用いながら、分かりやすい説明がありました。

参加者同士で展示資料について話し合う姿も見られ、音更の大昔の姿に思いをはせていました。

今後も継続的にテーマを定め開催しますので、興味のある人は、ぜひご参加ください。開催のご案内は、郷土資料室に掲示するほか、町のホームページなどでお知らせします。

「おとふけ」の伝承

私たちのふるさと「おとふけ」。先人たちの苦労があり、いま、私たちの住む「おとふけ」がある。「おとふけ」の伝承は広報おとふけで平成25年10月号から不定期に30回掲載し、音更町に根をおろし、ふるさとを築いてきた人たちの後世に語り継ぎたいお話を紹介してきましたが、今回で最終回となります。

そこで、今回はこれまで30回の伝承全てに聞き手として携わっていただいた飛岡久さんに、これまでの伝承の振り返りと皆さんへのメッセージを寄稿いただきました。

飛岡久さん（95歳）

昭和２年生まれ。

長年、小学校教諭として教壇に立ち、退職後は音更郷土史研究会を設立し、会長を務められました。本町のみならず十勝の歴史や文化に関する調査や研究を続け、本町の文化の向上や生涯学習の推進に尽力されています。

「伝承」から学んだこと

伝承は、音更町に住み、それぞれの分野で活動した人々の歩みを「聞き取り調査」し、それを「町広報紙」に記載したものです。今回は総勢29人の方々の記録で、その活動について特徴的な点を中心にまとめました。

①戦前の日中戦争、太平洋戦争、そして敗戦、「ポツダム宣言」を受諾した時代でした。戦後シベリア抑留された後、音更村の開拓地に入植した方。旭川師範学校生徒で、自分たちの絵画が「治安維持法」に触れ、刑務所に留置され、その後海軍に入隊した方。戦後教職に就き、退職後は音更町に定住した方。また戦時中に東京空襲に遭い、知人を頼りに、上然別に着き、農業に従事された家族。さらに音更村に米軍機による空爆があり、妹が犠牲となり、その対処に当たった兄の方。樺太やその他の引き揚げ者の援助に協力した方など、11人の方がいました。

②戦前音更村の農村で小作人として農業に従事していましたが、戦後「農地改革」が実施され「自作農」になった方が3人いました。心から喜びあったとのことです。

③寺院の僧侶修業のため、各寺の息子は大学に入学しました。「先人の教え」を大切に、明治以降入植者にとって寺院は「文化の中心地」だったと言われ、その役割を果たしていました。

④少年期から青年期にかけて、帯広やその他で修行し、その後音更町で鍛冶屋や板金業を開業し、社会貢献を行った方がいました。

⑤戦前に父を失い、母の手一つで育った兄弟は、母の「背中」を力に助け合い、励まし合って商店を経営した歩みは多くの人たちから褒めたたえられていました。

⑥十勝川温泉地域で、水田耕作を行いながら「里親制度」に協力して、親のいない子どもたちを育てました。厚生労働大臣から表彰状を受けるなど大きな感動を与えました。

これからも皆さんには「音更町に住んで良かった。もっとこの点を改善して欲しい」という要望を出していただきたいと思います。町民のための町政を作るためには皆さんのご意見が必要です。心から期待したいと思います。

今回で「おとふけ」の伝承は最終回となりますが、今後は、新たな形で町の歴史や文化について皆さんにお伝えして行こうと考えています。

音更町のこれまでの歩みは先人たちが積み重ねてきた努力と英知のたまものです。先人たちが築いてこられた尊い財産を礎に、魅力あふれる郷土を後世へと引き継いでいくことの大切さを30回にわたる掲載を通じて学ぶことができました。

ご協力くださった皆さんに心から感謝申し上げます。

令和５年度施工分

人と自然にやさしい！

合併処理浄化槽を設置しませんか

合併処理浄化槽は、し尿と生活雑排水（台所・洗濯・風呂などに使用した水）をまとめて処理し、安全な水にして放流するものです。町は、農村地域などの生活環境を改善するために「合併処理浄化槽設置事業」に取り組んでいます。

「合併処理浄化槽設置事業」の令和５年度施工分の申し込みを、次のとおり受け付けます。

農村地域などに住んでいて、住宅の新築やリフォームを予定している人、またはトイレの水洗化、風呂や台所の排水処理を考えている人は早めに申し込んでください。

◆対象地区
公共下水道計画区域を除く町内全区域（一部の地域を除く）

◆設置予定数
12基（令和５年度施工分）

◆申込方法
定められた申込用紙に記入し、役場上下水道課給排水係へ提出してください。
※申込用紙は同課に備えてあります。

◆申込期限
９月30日㈮

◆その他注意事項
・生活排水処理を目的とした事業のため、事業所関連の排水処理は対象になりません
・宅地周りの条件などで設置できない場合があります
・合併処理浄化槽と放流にかかる部分の工事と維持管理は町が行います
・合併処理浄化槽の設置には分担金と、維持管理費として月額使用料がかかります。金額は上の表をご覧ください
・トイレなどの改造や、合併処理浄化槽までの配管類の工事や維持管理は個人負担となります
なお、改造資金の借り入れに対する利子を町が負担する制度もあります。
詳しくはお問い合わせください。

◆分担金と月額使用料（令和４年度適用）

浄化槽の大きさ	分担金	月額使用料
５人槽	161,100円	3,520円
７人槽	193,500円	4,070円
10人槽	224,100円	5,720円

※分担金は、５年間20回に分割して支払うことができます。

問合先　役場上下水道課給排水係（内線375）

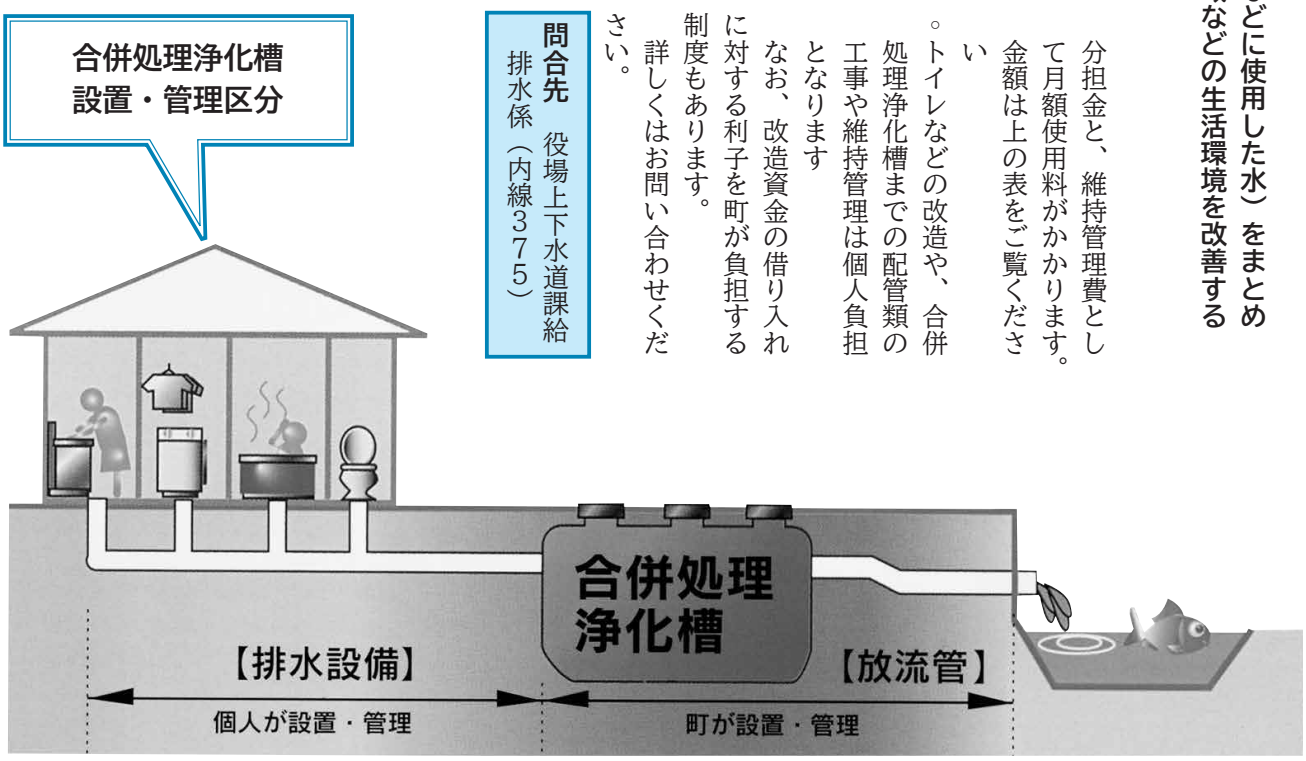

自転車は ルールを守って 安全に乗りましょう

自転車は、道路交通法で軽車両に位置付けられており、「車のなかま」です。
道路を通行するときは、自転車安全利用五則を守り安全に乗りましょう。

問合先　役場環境生活課地域安全係（内線565）

自転車安全利用五則

①自転車は、車道が原則、歩道は例外

ただし、次の場合は歩道を通行することができます。

◦13歳未満の子ども、70歳以上の人、障がいを有している人

◦交通量が多く、車道を走るのが危険と感じるときなど、安全のためにやむを得ない場合

②車道は左側を通行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

◦飲酒運転・二人乗り・並進の禁止

◦夜間はライトを点灯

◦交差点での信号遵守と一時停止・安全確認

⑤子どもはヘルメット着用

自転車ナビライン（青色の矢羽根型路面表示）

自転車ナビラインは、自転車の安全で快適な走行のため、車道上に設置する青色の路面標示です。車道における自転車通行位置を示し、自動車に自転車が車道内で混在することを注意喚起する役割がありますが、自転車優先を義務付けるなどの法令上の定めはありません。

自転車保険に入りましょう

平成30年４月に北海道自転車条例が施行され、自転車を利用する人は、自転車賠償責任保険への加入が努力義務（ただし、レンタルサイクル事業者や自転車を業務で利用している事業者は義務）となりました。

自転車の加害事故により高額な賠償事例が発生していることから、万一の事故に備えて損害賠償保険などに加入しましょう。

また、自転車の安全な利用のため、乗用車ヘルメットの着用や、自転車の側面への反射器材の着用に努めましょう。

環境通信

生ごみの捨て方・猫について
乾電池やライターなどの捨て方
不法投棄は犯罪です
くりりんセンターへの持ち込み

生ごみを捨てるときは しっかりと水切りしてください

生ごみには多くの水分が含まれており、水切りをしないで捨てると悪臭の原因になり、焼却に時間もかかるため二酸化炭素排出量が増えるというデメリットがあります。

生ごみを捨てるときには、三角コーナーに入れておく、水切りネットを使用するなどして、捨てる前にしっかりと水分を抜いて、ごみの減量化にご協力をお願いします。

猫の放し飼いや餌付けはやめましょう

猫の放し飼いや野良猫の餌付けによる糞尿の相談が何件も寄せられています。

猫は餌場から少しだけ離れたところをトイレにする習性があります。飼い主や餌をあげている人の家ではなく、周辺のお宅で糞尿をすることがあります。猫の放し飼い・野良猫の餌付けは絶対にやめてください。

犬や猫などの愛玩動物に関する管理については、「音更町住みよい生活環境づくり条例」に定められています。

役場環境生活課環境生活係(内線562)、同課地域安全係(内線565)、同課地球温暖化対策係(内線567)

乾電池やライターなどの 捨て方にご注意ください

ライター・電池・スプレー缶を他のごみと混ぜてごみ出しすると、収集車やごみ処理施設内部で爆発し、火災の原因となります。ライターや乾電池・スプレー缶は透明な袋に分ければ無料で回収しています。他のごみと絶対に混ぜて出さないよう、お願いします。

※ボタン電池・充電池は町で回収ではなく、販売店で回収を行っています。詳しくは町ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

不法投棄は重大な犯罪です

ごみ（廃棄物）をむやみに捨てることは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。これに違反して廃棄物を不法に捨てた場合には、５年以下の懲役もしくは１千万円以下（法人の場合は３億円以下）の罰金が科せられます。

不法投棄を発見した場合は、近くの交番か警察署（☎25－0110）、役場環境生活課環境生活係まで通報してください。

くりりんセンターへの ごみの持ち込みについて

引越しごみなどの自己搬入先であるくりりんセンターは例年、お盆時期に大変混み合います。ごみの搬入を予定している人は、混雑を防ぐために計画的な搬入をお願いします。